

コロナ禍における市の後援事業の実施ガイドライン（案）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、後援名義を使用してイベント等を実施する際には、以下の1から3までに掲げる事項に留意して実施するようお願いいたします。

1 基本原則

- ・ イベントの種類や使用する施設などにおけるガイドラインがある場合、それを遵守する。
- ・ 接触をできるだけ避け、対人距離を2 m（最低1 m）程度確保する。
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ マスクの着用（不織布マスクを推奨）
- ・ 可能な限り、参加者の体調を確認する（検温の実施等）
- ・ 換気
- ・ 定期的な消毒
- ・ 感染防止対策を周知・啓発し、対策の実行への理解と協力を依頼する。
- ・ 参加者、主催者を含む関係者の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る。
- ・ 適切な感染防止対策の実施を含めた行程管理を行う。
- ・ 医療体制、感染状況等を随時確認し、主催者自ら、実施の可否を適切に判断すること

2 イベント等の会場における配慮

- ・ 共用物品や見本品の中止など、他人と共用する物品などの頻繁に触れる回数を減らす工夫をする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ いつでも使えるアルコール等を設置する。
- ・ 手洗い・手指消毒の徹底

3 感染が疑われる事案発生時の対応の流れ

- ・ 当日現地にて、発熱や風邪の症状のある場合は、コールセンターもしくは保健所に直ちに連絡する。
- ・ 【参加者が特定できる場合】参加者が事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス陽性と診断された場合は主催者に連絡いただくよう依頼する。
- ・ 【参加者が特定できる場合】主催者は、感染者発生時に備え、参加者の連絡先情報を保存する。